



# 令和4年2月から 教育・保育の現場で働く方々の 収入の引上げに必要な費用を補助します

施設・事業所が、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度引き上げるために必要な補助を実施します。

## 対象施設

保育所・幼稚園・認定こども園・  
家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・  
事業所内保育事業・特例保育を行う施設

- ※ 公立の施設・事業所も対象となります
- ※ 私学助成を受ける幼稚園は文部科学省事業による補助となります

## 補助内容

収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための費用を補助  
（補助額は公定価格上の職員の配置基準を基に算定）

- ※ 施設・事業所での実際の職員配置状況などにより、1人当たりの引上げ額が月額9,000円を下回る場合があります
- ※ 令和3年人事院勧告に伴う令和4年4月からの公定価格の減額改定分（▲0.9%）も上乗せして補助します

## 補助要件

- ・ 補助額の全額を賃金改善に充てること
- ・ 賃金改善について最低でも改善額全体の3分の2以上を基本給または決まって毎月支払われる手当により行うこと
  - ※ 令和3年人事院勧告に伴う令和4年4月からの公定価格の減額改定（▲0.9%）を反映しない賃金水準に基づいて賃金改善を行う必要があります
- ・ 賃金改善の計画書・実績報告書を市町村に提出すること

事業の詳細については、以下の内閣府子ども・子育て本部のホームページに掲載しています。

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/jigyousya.html>



よくある質問・  
問合せ先は裏面へ

# <よくある質問と答えについてまとめました>

## 1 今回の補助事業が終了した後の扱いはどのようになるのでしょうか？

- 今回の補助事業の実施期間は令和4年2月から9月までですが、令和4年10月以降も、公定価格の見直しにより、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げる措置を継続します。

## 2 処遇改善の対象は、保育士や幼稚園教諭、保育教諭に限られるのでしょうか？

- 調理員や栄養士、事務職員など、施設・事業所に勤務する全ての職員が対象となります。ただし、法人役員を兼務する施設長や、延長保育・預かり保育などの通常の教育・保育以外のみに従事している職員は対象となりませんのでご注意ください。

## 3 処遇改善の対象には、非常勤職員や派遣職員も含まれますか？

- 非常勤職員も対象となります。派遣職員も対象とすることができますが、その場合、派遣元事業所を通じて処遇改善が確実に行われることを確認する必要があります。

## 4 賃金改善の額は、全ての職員について一律同額とする必要があるのでしょうか？

- 個々の職員の賃金改善について必ずしも一律同額とする必要はなく、事業者が各施設・事業所の状況を踏まえて判断することも可能です。ただし、特定の職員に合理的な理由なく偏った賃金改善が行われるといった状況とならないよう留意する必要があります。

## 5 令和3年人事院勧告に伴い、令和4年4月から公定価格が減額改定される予定とのことですが、今回の補助事業との関係はどうなるのでしょうか？

- 令和3年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定を踏まえ、令和4年4月から公定価格を減額改定（▲0.9%）する予定ですが、今回の補助事業では収入を3%程度引き上げるために、令和4年4月から9月までの間、当該減額分を上乗せして補助します。
- 令和4年10月以降の取扱いについては、令和4年人事院勧告の内容を踏まえて対応する予定です。

## 6 賃金改善はいつから行う必要がありますか？

- 令和4年2月から実際に賃金改善を行うことを補助要件としています。

## 7 賃金改善額全体の3分の2以上を基本給または毎月決まって支払われる手当に充てることとされていますが、2月から賃金規程を改正する必要がありますか？

- 賃金規程の改正には一定の時間が必要となることを考慮して、令和4年2・3月分については、一時金により支給することも可能としています。また、令和4年2・3月分を、3月にまとめて支給することも可能です。この場合でも、令和4年4月以降は基本給または毎月決まって支払われる手当による賃金改善が必要です。

【お問合せ先】 内閣府処遇改善臨時特例事業コールセンター ※ 令和4年1月14日～3月末（予定）

0120-539-199（平日9:00～18:30）（おかけ間違いにはご注意ください）